

茨城県消費者基本計画に係る
消費者関連施策の実施状況について

(令和2年度実績)

茨 城 県

目 次

基本方針 1	安全・安心な消費生活の確保	1
	(1) 商品・サービスの安全性の確保	
	(2) 食品等の安全性の確保	
	(3) 規格・表示・計量の適正化	
	(4) 事業者指導の実施	
基本方針 2	消費者被害の未然防止・救済	10
	(1) 消費者被害の未然防止	
	(2) 消費生活相談体制の充実	
	(3) 消費生活相談員等の育成	
	(4) 消費者問題の早期解決	
基本方針 3	消費者の自立の支援	17
	(1) 消費者ニーズの把握	
	(2) 消費者への情報発信	
	(3) 消費者教育の充実強化	
	(4) 多重債務問題への対応	
基本方針 4	多様化・複雑化する消費者問題への対応	25
	(1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援	
	(2) 高度情報通信社会への対応	
基本方針 5	環境に配慮した消費生活の推進	31
	(1) 地球温暖化防止活動の推進	
	(2) 循環型社会の形成	
	(3) 水環境にやさしいライフスタイルの推進	
	(4) 環境学習の推進	
資 料	消費者関連施策の事業実績一覧	35

基本方針1 安全・安心な消費生活の確保

消防安全課・薬務課・生活衛生課・産業政策課・建築指導課・住宅課・生活文化課・消費生活センター

(1) 商品・サービスの安全性の確保

【実施状況】

- ・家電製品やガス器具など身の回りの製品による消費者事故を未然に防止するため、各種法令に基づき販売店等へ立入検査を実施し、不当な器具が販売されていないことを確認した。
- ・消費者から苦情が寄せられた商品について、原因を究明するため商品テストを実施し、その結果を消費者へ提供することにより、トラブルの解決を図る体制をとっているが、令和2年度においては相談者からの依頼案件はなかった。
- ・県内の生活衛生関係施設（理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、特定建築物、遊泳用プールなど）に対して、環境衛生監視員による監視指導を実施した。
- ・関係法令に基づき、県内の薬局や医薬品販売業者等への立入検査や試験検査等を実施し、保健衛生上の危害の発生を未然に防止した。
- ・貸金業法に基づき立入検査を行い、貸金業の適正な運営を確保するとともに、資金需要者等の利益保護を図った。
- ・宅地建物取引業者への立入検査等により、消費者の利益の保護や建築物の安全性の確保を図るとともに、リフォームアドバイザーの派遣等により、リフォーム被害の未然防止を図った。

【課題・今後の取組方針】

- ・引き続き、製品事故を未然に防止するため、各種法令に基づく立入検査、指導等を実施するとともに、消費者庁から提供される消費者事故等の情報について分析を行い、消費者に対して事故のリスクを周知し、適切な対応を促すことにより、事故の再発・拡大防止を図る。また、消費者からの苦情や相談に適切に対応するとともに、消費者トラブルの未然防止に努める。
- ・生活衛生関係施設の衛生水準向上を図るため、効果的な監視指導を進めるとともに、これらの監視指導業務を行う環境衛生監視員の知識や技術の向上を図る。
- ・引き続き、法令に基づき、薬局等への立入検査や試験検査等を実施し、保健衛生の向上を図ることにより、安全・安心な消費生活の確保に努める。
- ・貸金業者に対して定期的な立入検査等による指導監督を行うとともに、国や警察などの関係機関との連絡を密にし、資金需要者等の利益保護に努める。
- ・今後も、法令に基づき、建築物の安全性の確保に努めるとともに、消費者の利益保護等を図ることが必要であるため、宅地建物取引業者の立入検査などを実施する。

①商品等の安全性の確保

ア 消費生活用製品の安全性の確保〔生活文化課〕※権限移譲等による市町村実施分を含む。
消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査件数 140件

関連数値目標の状況 (1) 商品・サービスの安全性の確保			
① 商品等の安全性の確保		ア 消費生活用製品の安全性の確保	
指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数	年間 113 件	年間 135 件	年間 140 件 (122.7%)

【評価】

- ライターなどの特定製品 10 品目及び屋内式ガス瞬間湯沸器などの特定保守製品 9 品目を対象に、適正表示の有無を確認するため、小売業者に対して立入検査を実施。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で立入検査の実施を見送った市もあったが、県内 29 市及び事務処理特例条例により権限移譲している 12 町村によって、目標値を上回る 140 件の立入検査が実施された。
- なお、令和 2 年度の検査では、P S C マークが無いものや設計標準使用期間の記載がないものなどの不適正表示商品は確認されなかった。

【課題・今後の取組方針】

- 全体の目標値は達成しているが、市町村ごとに人口規模に合わせて設定された目標数を達成できていない市があるため、確実に目標数の実施が図れるよう、実施計画書の作成などを各市へはたらきかけ、検査体制の一層の充実に努める。

イ 電気製品の安全性の確保〔消防安全課〕※権限移譲等による市町村実施分を含む。
電気用品安全法に基づく販売店等への立入検査件数 93件

ウ ガス消費機器の安全性の確保〔消防安全課〕※権限移譲等による市町村実施分を含む。
ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく
販売店等への立入検査件数
ガス事業法 28件
液化石油ガス法 56件

エ 家庭用品の安全性の確保〔薬務課〕
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の試買検査件数
168件

オ 商品に関する苦情への対応〔消費生活センター〕
国民生活センター及び製品評価技術基盤機構（N I T E）と連携した商品テストを含む実施件数
該当事案なし

②医薬品等の安全性の確保

ア 医薬品等の安全性の確保〔薬務課〕
医薬品医療機器等法及び関係法令に基づく薬局・医薬品販売事業者への立入検査件数
1, 278件

イ 医薬品の正しい知識の普及啓発〔薬務課〕
「くすりの相談室」における消費者からの相談対応件数
1, 803件

③サービスの安全性の確保

ア 生活衛生関係営業施設に対する監視・指導〔生活衛生課〕
関係法令に基づく生活衛生関係営業施設への立入検査件数
1, 387件

イ	貸金業者に対する指導・監督〔産業政策課〕 貸金業法に基づく立入検査件数	※新型コロナウイルス感染症の影響により延期	0件
④	住まいの安全性の確保		
ア	宅地建物取引業者に対する指導・監督〔建築指導課〕 宅地建物取引業者に対する立入調査件数		4件
イ	建築物の安全性の確保〔建築指導課〕 建築物の完了検査率		92.7%
	※完了検査率＝検査済証交付件数／建築確認件数		
ウ	リフォーム被害の未然防止〔住宅課〕 住宅耐震・リフォームアドバイザーの派遣回数		6回

(2) 食品等の安全性の確保

生活衛生課・農業技術課・薬務課・漁政課・販売流通課

【実施状況】

- ・各種法令等に基づく検査の実施や、生産から販売に至る流通過程において安全管理体制の整備を進めることにより、食品等の安全性の確保を図った。
- ・関係法令等に基づき、試験検査を実施し、健康食品の安全性の確保を図った。

【課題・今後の取組方針】

- ・引き続き、各種法令等に基づく検査を実施し、食品等の安全性の確保に努める。
- ・農畜産物等の放射性物質検査をはじめとする食品の試験検査等を実施し、その検査結果を迅速に公表するとともに、食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを開催するなど、引き続き食の安全安心確保のための施策を推進する。
- ・引き続き、関係法令等に基づく検査を実施し、健康食品の安全性の確保に努める。

食の不安を感じる県民の割合 [生活衛生課]

26.5%

関連数値目標の状況 (2) 食品等の安全性の確保

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
食の不安を感じる県民の割合	79.8%	50%未満	26.5% (178.9%)

※R2実績値：いばらきネットモニターアンケートによる。

【評価】

- ・食の安全に「不安を感じる」と回答した人の割合(【とても不安を感じる】5.2%、【少し不安を感じる】21.3%の合計26.5%)は前年度比6.7ポイント減少(R1年度：33.2%)する結果となった。
- ・県に望む食の安全対策は「輸入食品の安全性の確保」が最も高く、「食品の検査強化」、「農薬の使用や残留に関する農産物の安全性の確保」の順であった。
- ・県に望む食の安全対策の検査強化の項目は「食中毒等の細菌に関する検査」が最も高く、「食品中に残留する農薬の検査」、「遺伝子組換え食品に関する検査」の順であった。

【課題・今後の取組方針】

- ・県内を流通する県内産農畜水産物、輸入食品等の試験検査を実施するとともに、その結果を迅速にホームページやSNSを通じて情報発信する。また、継続して各種の食の安全・安心確保の施策を図り、県民の食の安全に対する不安解消に努めていく。

①安全な生産・販売体制の確保

ア 食品営業施設等への監視・指導の強化 [生活衛生課]

食品衛生法及び関係法令に基づく食品営業施設等への監視・指導件数

14,612件

イ 食品等の試験検査等の充実強化 [生活衛生課]

食品等の放射性物質の検査件数

1,378件

※検査数には食肉を含むため、下記ウと一部重複する。

(184品目)

ウ 食肉の安全な流通の確保 [生活衛生課]
と畜場及び食鳥処理場における検査数

牛 26,339 頭
豚 1,330,586 頭
鶏 22,450,687 羽

エ 輸入食品の安全性の確保 [生活衛生課]

食品衛生法及び食の安全・安心推進条例に基づく輸入食品の検査件数 36件

オ ハサップ(※)システムの導入促進 [生活衛生課]

ハサップシステム導入施設数 累計715施設
(令和2年度:21施設)

※ハサップ:食品の原料から製品に至る全ての製造過程において起こりうる危害を想定し、その発生を防止する重要ポイントと監視方法を定めて、効果的かつ効率的に衛生管理する方法。

(HACCP:Hazard Analysis and Critical Control Point)

関連数値目標の状況 (2) 食品等の安全性の確保
① 安全な生産・販売体制の確保 オ ハサップシステムの導入促進

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
ハサップシステム導入施設数	累計 523施設	累計 680施設	累計 715施設 (106.0%)

【評価】

・茨城県食品衛生法施行条例において定める営業施設の管理運営基準に、ハサップ導入型基準を追加し、従来型基準とのいずれかを選択するという一部改正を平成27年10月に行い、ハサップによる衛生管理方法を法的に位置付け、かつ、県独自の届出制度を設けるなど、普及促進のための環境を整えたことにより、令和2年度は21施設、累計で715施設の導入結果となった。

【課題・今後の取組方針】

・引き続き、食品衛生法改正に伴うハサップによる衛生管理の制度化の完全施行に向け、保健所窓口及び監視時において事業者への周知を行うとともに、(公社)茨城県食品衛生協会と連携強化を図り、食品衛生推進員に対する研修会を開催し、ハサップに基づく衛生管理について事業者等への周知及び啓発を行う。

カ エコ農業の推進 [農業技術課]

環境保全型農業直接支払事業の取組面積

430ha

※環境保全型農業直接支払事業

- ・ 交付金を活用し、地球温暖化防止や生物多様性保全等といった環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国・県・市町村が掛かり増し経費の支援を行うもの。

関連数値目標の状況 (2) 食品等の安全性の確保

① 安全な生産・販売体制の確保

カ エコ農業の推進

指 標 名	基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 (H32) 年度)	実績値 (R2 年度) (達成率)
環境保全型農業直接支払事業の取組面積	506ha	1,800ha	430ha (-%)

【評価】

- ・ 令和2年度の取組市町村数は、令和元年度の35市町村から9減少し、26市町村であった。
- ・ 令和元年度実績(583ha)から153ha減少した。減少した要因として、平成30年度より国際水準GAPに取り組むことが必要となり事業要件が厳格化されたため、申請を見送る団体が生じたことが挙げられる。

【課題・今後の取組方針】

- ・ 本事業は国が実施する事業であるが、平成30年度から、国際水準GAPに取り組むこと、令和2年度からは有機農業の取組水準を「国際水準の有機農業」に合致させるといった要件の大幅な厳格化があった。このため、目標値達成が難しかった。

キ GAPによる適正な生産管理の普及促進 [農業技術課]

GAP導入産地の割合

69%
(令和2年度実績)

ク 健康食品等による健康被害の未然防止 [薬務課]

健康食品等の試買検査件数

22件

ケ 水産物の安全な生産体制の確保 [漁政課]

貝毒検査の実施件数

24件

コ 地産地消の推進 [販売流通課]

茨城をたべよう運動の認知度

38.4%

②食の安全に関する情報発信

ア 食の安全・安心意見交換会の開催 [生活衛生課]

食の安全・安心意見交換会の参加者数

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

0名

イ いばらき食の安全情報 WebSite による情報発信 [生活衛生課]

いばらき食の安全情報 WebSite へのアクセス回数

20,698回

【実施状況】

- ・消費者が安心して商品やサービスを選択できる機会を確保するため、商品等の規格及び表示の適正化について、各種法令等に基づく検査等を実施した。
- ・食品適正表示推進員を養成するとともに、食品表示に関する研修会等を開催したほか、出前方式の研修を実施するなど、食品等事業者の自主的な取組を支援した。
- ・適正な計量による商品の信頼を確保するため、関係市町村と協力し、計量法に基づく立入検査及びパンフレットの配布等を実施し、計量思想の普及・啓発を図った。

【課題・今後の取組方針】

- ・表示の適正化を図るため、立入検査や指導件数の増加に努めるほか、講師派遣や事前相談を通じて、不適正表示の未然防止を図る。
- ・食品表示法に基づく新基準（アレルゲン表示方法の変更、栄養成分表示の原則義務化等）の経過措置期間が令和2年3月31日で終了し、新しい食品表示制度へ完全施行したほか、平成29年度に一部改正された原料原産地表示制度（輸入品を除くすべての加工食品を対象とし、重量割合1位の原材料の原産地又は製造地表示が義務化）の経過措置期間が令和4年3月31日までとなっているため、計画的に食品表示の切り替えを行えるよう食品の表示及び情報伝達の適正化の推進を図っていく。
- ・計量の適正化を図るため、引き続き立入検査を実施し、今後とも事業者に対してわかりやすい説明・啓発に努める。

①規格・表示等の適正化

ア 家庭用品の品質表示の適正化 [生活文化課] ※権限移譲等による市町村実施分を含む。
 家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査件数 165件

関連数値目標の状況 (3) 規格・表示・計量の適正化

① 規格・表示等の適正化

ア 家庭用品の品質表示の適正化

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32) 年度)	実績値 (R2 年度) (達成率)
家庭用品品質表示法に基づく立入検査件数	年間 145 件	年間 180 件	年間 165 件 (57.1%)

【評価】

- ・消費者が日常生活に使用する繊維製品、電気機械器具等のうち、品質の識別が困難で、かつ、品質の識別が特に必要な93品目（例：衣類、洗面器などの合成樹脂加工品、電気洗濯機などの電気機械器具、魔法瓶などの雑貨工業品）を対象に、適正表示の有無を確認するため、小売業者に対して立入検査を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で立入検査の実施を見送った市もあったが（14件予定）、県内29市及び事務処理特例条例により権限移譲している12町村によって、165件の立入検査が実施された。
- ・なお、令和2年度の検査では、不適正表示商品は確認されなかった。

【課題・今後の取組方針】

- ・消費者の適切な商品選択機会を確保するため、法令に基づく立入検査の件数を増やすことにより、適正表示商品の有無について監視を強化する。
- ・各市に対して、人口規模に合わせた立入検査目標数を設定するなど（町村は検査目標数固定）、さらなる働きかけを行うとともに、検査体制の一層の充実に努め、目標値の達成を目指す。

イ 虚偽又は誇大な広告・表示による不当な勧誘行為の防止 [生活文化課]
 景品表示法に基づく違反事業者への行政指導件数 措置命令 0件
 指導 6件

ウ 食品の表示及び情報伝達の適正化 [生活衛生課]
 食品適正表示推進員の養成者数 累計 2,142名
 (令和2年度:0名)
 食品表示ガイドブックの作成・配布 9,000部

関連数値目標の状況 (3) 規格・表示・計量の適正化
 ① 規格・表示等の適正化 ウ 食品の表示及び情報伝達の適正化

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
食品適正表示推進員の養成者数	累計 1,555名	累計 2,500名	累計 2,142名 (85.7%)

【評価】

・平成29年度から食品表示基準が一部改正され、新たな原料原産地表示制度が始まったこと、食品表示法に基づく新基準の経過措置期間が令和2年3月31日までであったことにより、事業者の関心を集めていると考えられ、例年参加人数が増えている。しかしながら、令和2年度は養成講習会を3回(150名を想定)開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむなく中止となった。参加希望者には資料の送付を行った。

【課題・今後の取組方針】

・平成29年度に一部改正された原料原産地表示制度(輸入品を除くすべての加工食品を対象とし、重量割合1位の原材料の原産地又は製造地表示が義務化)の経過措置期間が令和4年3月31日までとなっているため、計画的に食品表示の切り替えを行えるよう食品の表示及び情報伝達の適正化の推進を図っていく。また、養成講習会については令和3年度に3回開催することとし、現状に合わせて実施し養成者数の増加を図る。

エ 食品表示相談ダイヤル制度・食品表示ウォッチャー制度の普及 [生活衛生課]
 食品表示ウォッチャーからの不適正表示の報告件数 一件

②計量の適正化 [計量検定所]

※権限移譲等による市町村実施分及び計量法施行令に定める特定市町村(水戸市、日立市、つくば市)を含む。

計量法に基づく事業所等への立入検査件数

商品量目	17件
燃料油メーター	75件
石油ガスメーター	16件

(4) 事業者指導の実施

【実施状況】

- ・特定商取引法等に基づく事業者指導を行うとともに、他都県等との情報交換や連携した行政指導を実施し、悪質な事業者等による消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。
- ・悪質業者に対する取締りを推進し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、サイバー犯罪における相談対応を行った。

【課題・今後の取組方針】

- ・特定商取引法等違反の疑いのある事業者の悪質な行為についての調査等により、行政指導・行政処分を行うとともに、悪質業者に対する取締りを一層強化し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。

ア 事業者指導の実施 [生活文化課]

特定商取引法に基づく違反事業者への行政指導件数

処分	一件
指導	1件

景品表示法に基づく違反事業者への行政指導件数（再掲）

処分	0件
指導	6件

イ 他の都道府県との連携強化 [生活文化課]

他の都道府県と連携した事業者指導件数 0件

ウ 事業者名の公表等 [生活文化課]

行政処分（指示）を受けた事業者名の公表件数 景品表示法違反 0件

エ 悪質事業者に対する取締強化 [警察本部生活環境課]

各種法令違反事業者の検挙件数

特定商取引法違反	5件
出資法違反	2件
貸金業法違反	0件
著作権法違反	19件
商標法違反	4件

オ サイバー犯罪に対する監視体制の強化 [警察本部サイバー犯罪対策課]

サイバー犯罪の相談件数 2,832件

基本方針２ 消費者被害の未然防止・救済

(1) 消費者被害の未然防止

生活文化課・消費生活センター

【実施状況】

- ・各種広報媒体を活用し、消費者への情報発信を行うとともに、悪質商法の事例や対処法を紹介する消費者教育講師を地域や学校、企業等に派遣することにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。
- ・催眠（SF）商法等の緊急性の高い相談情報を、市町村消費生活センター等からの報告を受け、いち早く県内市町村等へ発信し、消費者被害の拡大防止を図った。また、ニセ電話詐欺や悪質商法等の相談情報について即時に県警察本部に提供し、消費者被害の拡大防止に協力した。
- ・高齢者の被害防止を目的に、市町村消費生活センター等と連携して高齢者向け消費者被害防止キャンペーンを9月に実施した。また、1月～3月には若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施した。
- ・民法改正（R4.4.1施行）による成年年齢の18歳への引下げにより、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されることから、国の「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえ、教育庁と連携し、高校における消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施など、若年者に対する消費者教育の推進を図った。さらに、「教員を対象にした消費者教育講座」をリモートで開催した。

【課題・今後の取組方針】

- ・基本的な消費者契約の知識の習得や、消費者被害の手口等に関する啓発を図るため、企業や地域の団体、教員等を対象に、消費者教育講師等派遣事業のより一層の周知を行う。
- ・引き続き、メールマガジン・ラジオ放送など各種媒体を活用した情報発信や、消費者被害防止キャンペーンによる啓発を実施するほか、緊急性の高い相談情報は速やかに県内市町村等へ発信していく。
- ・また、ニセ電話詐欺や悪質商法等の相談情報については、即時に県警察本部に提供するなど、消費者被害の拡大防止に努める。
- ・引き続き、成年年齢引下げを見据え、教育庁と連携しながら、若年者への消費者教育を推進することにより、消費者被害の未然防止を図る。

ア 消費者被害情報等の収集・発信〔消費生活センター・生活文化課〕

メールマガジン・ラジオ放送・SNS（ツイッター等）を活用した情報発信回数

メールマガジン 12回

ラジオ放送 18回

SNS（ツイッター等）22回

※SNS（ツイッター等）を活用した情報発信は生活文化課による。

消費者緊急情報やニセ電話詐欺多発警報情報の提供

- ・各消費生活センターで受けた相談情報をPIO-NETに速やかに登録することで、消費者被害情報の共有を行っているほか、県消費生活センターホームページへ消費者緊急情報やニセ電話詐欺多発警報情報を掲載し、県民へ広く情報発信を行った。

県警本部との連携

- ・ニセ電話詐欺や悪質商法等の相談情報を即時に県警察本部に提供し、消費者被害の拡大防止に協力した。

イ 消費者教育講師等の派遣 [消費生活センター]

消費者教育講師派遣事業の受講者数

3, 595名
(派遣回数65回)

関連数値目標の状況 (1) 消費者被害の未然防止 イ 消費者教育講師等の派遣

指 標 名	基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 (H32) 年度)	実績値 (R2 年度) (達成率)
消費者教育講師等派遣事業の受講者数	年間 9,298 名	年間 12,000 名	年間 3,595 名 (-)

【評価】

- ・消費者教育啓発員を消費生活センターに1名配置し、講師派遣を小中学校・高校・特別支援学校等へ働きかけを行い、学校を中心に啓発員又は消費者教育講師を派遣することにより、児童や生徒等の発達段階に応じた消費者教育を行った。
- ・企業での新入社員研修や高齢者の団体等へ消費者教育講師を派遣し、消費生活に関する知識や情報を提供することにより、消費者被害の未然防止を図った。
- ・こうした取組の結果、毎年増加しているインターネット・スマートフォン関連をはじめとした最新のトラブル事例及び対処法を紹介することができた。
- ・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、期待値を大きく下回ることとなった。
- ・また、新型コロナウイルス感染症への対応策として、リモートによる研修を2件(計336名)実施した。

【課題・今後の取組方針】

- ・基本的な消費者契約の知識の習得や、消費者被害の手口等に関する啓発を図るため、企業や地域の団体、教員等を対象に、消費者教育講師等派遣事業のより一層の周知を行うことで、事業活用団体の増加を図る。
- ・民法改正(R4.4.1施行)に伴う成年年齢の18歳への引下げに伴い、より学校教育、特に高校生に対する消費者教育が重要となることから、教育庁との更なる緊密な連携を図っていく必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応策として、更なるリモートの活用を推進する。

(2) 消費生活相談体制の充実

生活文化課・消費生活センター

【実施状況】

- 市町村相談員からの相談に対する助言を行うとともに、迅速かつ円滑な相談処理や効果的な啓発事業が行えるよう、国の「地方消費者行政強化交付金」等を活用し、相談窓口開設日の拡充や消費生活相談員の資質向上、若年者への消費者教育などの取組について市町村への財政的支援を行うことにより、市町村消費生活センターの機能充実・強化を図った。
- 弁護士や一級建築士と連携し、金融取引や住宅関連などの専門的な相談に対応できる体制を整備したことにより、消費生活相談への対応強化を図った。（平成30年度に、金融専門弁護士と連携した専門相談は「一般法律相談」に統合した。）
さらに、増加傾向にあるデジタルコンテンツ・インターネットに関連する相談への対応を強化するため、平成29年度からデジタル・インターネットの専門家による相談を開始した。
- 各種広報媒体を活用し、最寄りの消費生活相談窓口へ相談できるよう、「消費者ホットライン（188）」の周知を実施した。

【課題・今後の取組方針】

- 消費生活相談員が参加するレベルアップ・スキルアップ研修会では、最新の消費生活相談の傾向等を分析し、相談員が様々な消費者トラブルに対応できるよう研修内容の充実・強化を図る。
- すべての県消費生活センター相談員が市町村消費生活センター等相談員への技術的支援を実施できるよう体制を整備し、国家資格の有資格者のうち特に豊富な経験・知識を有する者を消費者安全法に規定する『指定消費生活相談員』と指定する（R2.4～）など、市町村消費生活相談員等への技術的支援体制を強化した。これらを通じて市町村消費生活センター等相談員のさらなる相談対応能力の向上を図る。
- 引き続き、住民に身近な市町村における消費生活相談体制の充実を図り、相談窓口の開設日拡充の促進や、消費生活相談員の資質向上等への支援を実施する。
- 最寄りの消費生活相談窓口に直接相談できる「消費者ホットライン（188）」のより一層の周知を行う。

①県消費生活センターの機能充実

ア 高度で専門的な相談への対応 [消費生活センター]

弁護士や一級建築士と連携した専門相談の実施件数

- 建築物の設計、構造等に関する相談（月1回実施） 24件
- デジタルコンテンツやインターネットに関連する相談（月1回実施） 46件

イ 消費生活相談あっせんの実施 [消費生活センター]

消費生活センターにおける苦情相談処理結果

	県及び市町村合計	県
消費生活相談件数（苦情相談）	22,263件	5,242件
そのうちあっせん件数 （相談件数に対する割合）	2,520件 (11.3%)	509件 (9.7%)
そのうち解決に至った件数 （あっせんによる解決率）	2,272件 (90.1%)	448件 (88.0%)

※令和3年5月19日現在 PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録されている令和2年度の数値。

ウ 消費生活センターの周知 [消費生活センター]

市町村消費生活センター等における消費生活相談の受付割合

76.8%

関連数値目標の状況 (2) 消費生活相談体制の充実

① 県消費生活センターの機能充実 ウ 消費生活センターの周知

指 標 名	基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 (H32) 年度)	実績値 R2 年度 (達成率)
市町村消費生活センター等における消費生活相談の受付割合	75.1%	85.0%	76.8% (17.2%)

【評価】

- ・リーフレット配布やラジオ広報、SNSなどの各種広報媒体により、身近な市町村の相談窓口にて3ケタのダイヤルで相談可能な「消費者ホットライン(188)」の周知を図った。
- ・市町村消費生活相談員の資質向上を図るため、レベルアップ・スキルアップ研修会を実施した。
- ・市町村への巡回指導や地区別研修を実施し、市町村相談員の資質向上及び市町村相談体制の強化を図った。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う庁舎の利用制限等により、市町村における相談受付割合が相対的に低下した。

【課題・今後の取組方針】

- ・市町村における消費生活相談窓口の平日全日開設など開設日の拡充を促進するとともに、消費者ホットラインの周知を図り、身近な市町村での相談受付を推進する。なお、消費者ホットラインは、消費者が電話する際に市町村の郵便番号等を入力しなければ市町村へは接続されず、県センター等への接続となる。
- ・併せて、国家資格保有者の確保や市町村相談員の資質向上のための研修、県消費生活センター相談員による技術的支援を継続し、市町村消費生活センター等の機能強化を図る。

②市町村消費生活相談体制充実への支援

ア 茨城県消費者行政推進交付金の活用 [生活文化課]

市町村に対する事業費補助額（茨城県消費者行政強化事業及び政推進事業費補助金）

36,639千円

(43市町村)

市町村消費生活センター等の窓口開設日数

9,986日

関連数値目標の状況 (2) 消費生活相談体制の充実
 ② 市町村消費生活相談体制充実への支援
 ア 茨城県消費者行政推進交付金の活用

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
市町村消費生活センター等の窓口開設日数	年間 9,560日	年間 10,000日	年間 9,986日 (96.8%)

【評価】

- ・市町村消費生活センター長等会議の場で窓口開設日数の拡充について働きかけを行うとともに、国の地方消費者行政強化交付金等を活用した市町村への財政的支援を行い、消費生活相談体制の充実・強化を図った。
- ・平成28年度は、潮来市・稲敷市が週4日から週5日に、八千代町が月2日から週1日に相談窓口の開設日数を拡充した。また、平成29年度は、笠間市が週5日から週6日に、常総市が週4日から週5日に開設日数を拡充した。しかし、平成30年度からは開設日数の拡充がなく、目標の達成には至らなかった。

【課題・今後の取組方針】

- ・開設日数の少ない5町を中心に、開設日拡充の促進・支援を行う。

イ 消費者安全法に基づく指定消費生活相談員の配置 [消費生活センター]

県消費生活センターへの指定消費生活相談員の配置 5名
 県消費生活相談員による市町村への技術的支援の実施数
 電話相談 833件
 巡回訪問 36回
 (36市町村)

ウ 市町村消費生活相談員に対する実務研修の実施 [消費生活センター]

県消費生活センターへの指定消費生活相談員の配置 5名
 相談員による市町村相談員を対象とする実務研修会の実施数
 地区別研修会 5地区 各2回
 新任消費生活相談員研修 2回

③弁護士等と連携した相談の実施

ア 高度で専門的な相談への対応 [消費生活センター]

弁護士や一級建築士と連携した専門相談の実施件数（再掲）

- ・建築物の設計、構造等に関する相談（月1回実施） 24件
- ・デジタルコンテンツやインターネットに関連する相談（月1回実施） 46件

イ 消費生活相談員への法律アドバイスの実施 [消費生活センター]

弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数 110件

④広域的な消費生活相談体制整備への支援 [生活文化課]

県消費生活センターへの指定消費生活相談員の配置 5名
 市町村の相談体制の整備計画の状況を踏まえ、必要に応じて支援を行う。

(3) 消費生活相談員等の育成

【実施状況】

- ・ 県及び市町村の相談員を対象とした、弁護士による法律相談及びレベルアップ・スキルアップ研修会を開催し、相談対応能力の向上を図った。さらに、受講者の利便性等を考慮しWEB会議システムを活用した研修会を1回開催した。
- ・ 国民生活センター等が実施する各種研修に参加し、県及び市町村の消費生活相談員の資質向上を図った。
- ・ 弁護士や一級建築士、インターネットの専門家等と連携し、住宅やネット関連などの専門的な相談に対応できる体制を整備し、消費生活相談への対応強化を図った。
- ・ 消費生活相談員として任用可能な人材の確保を図り、消費生活センターを安定的に運営するため、国家資格試験の内容を網羅した消費生活相談員等養成講座を開催した。

【課題・今後の取組方針】

- ・ 研修会については、最新の消費生活相談の傾向等を分析し、消費生活相談員が様々な消費者トラブルに対応できるよう、研修内容の充実強化を図る。
- ・ 一級建築士や弁護士、インターネットの専門家等と連携した専門分野における法律相談も含め、引き続き法律相談制度の活用を図る。
なお、インターネットの専門家によるデジタル相談は、市町村消費生活センターの利便性等を考慮しWEB会議システムを活用する。
- ・ 引き続き、消費生活センターを安定的に運営するため、消費生活相談員等養成講座を開催し、相談員の人材確保を図る。

ア 弁護士による法律アドバイスの実施〔消費生活センター〕

弁護士会と連携した随時法律相談制度への相談件数 110件

イ 消費生活相談員レベルアップ研修会の開催〔消費生活センター〕

ウ 消費生活相談員スキルアップ研修会の開催〔消費生活センター〕

消費生活相談員の研修会参加者数

- ・ レベルアップ研修会（少人数での相談事例研修会） 34名（1回開催）
- ・ スキルアップ研修会（専門家を講師とした専門分野別研修会） 239名（4回開催）

消費生活相談員がレベルアップ・スキルアップ研修会に参加した市町村割合

88.6%（39市町村）

<参考：消費生活相談員等養成講座の開催>

消費生活相談員等養成講座の受講者数 50名

※うち消費生活相談員資格試験の合格者数 4名

関連数値目標の状況 (3) 消費生活相談員等の育成

イ 消費生活相談員レベルアップ研修会の開催

ウ 消費生活相談員スキルアップ研修会の開催

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
消費生活相談員がレベルアップ・スキルアップ研修会に参加した市町村割合	97.7% (43市町村)	100% (44市町村)	88.6% (39市町村) (-)

【評価】

- ・ 消費者問題に詳しい弁護士や、海外事業者とのインターネット通信販売や仮想通貨に係る相談実務、各種裁判外紛争解決手続き（ADR）等について有識者を講師として専門分野別研修（スキルアップ研修）や相談事例の検討会（レベルアップ研修）を実施し、相談員の専門的知識及び問題解決能力の向上を図った。
- ・ 県内全市町村の相談員について研修会への参加を目指したが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により5町において研修会への参加がなかった。

【課題・今後の取組方針】

- ・最新の消費生活相談の傾向等を分析するなど、消費生活相談員が様々な消費者トラブルへの相談に対応できるよう、研修内容の充実強化を図るとともに、市町村消費生活センター長等会議の場などで呼びかけ、県内全市町村の相談員が研修会へ出席できるよう働きかける。

(4) 消費者問題の早期解決

生活文化課・消費生活センター

【実施状況】

- ・県内市町村において、解決が著しく困難な事案が発生し、消費生活審議会が担うあっせん・調停制度の適用が1件あった。
- ・市町村の消費者行政担当課、県消費生活センター及び生活文化課で構成する市町村消費者行政推進協議会において地区別研修会を開催し、消費者問題の早期解決に向けた意見交換や情報交換を行った。

【課題・今後の取組方針】

- ・今後、解決が著しく困難な事案や特に専門的な知識が必要となる事案が発生した場合には、消費生活審議会のあっせん・調停制度の活用や裁判外紛争処理機関等との連携を円滑に行っていく。

①市町村との連絡体制の強化〔生活文化課・消費生活センター〕

市町村消費者行政推進協議会における地区別研修会の開催回数

2回

(23名参加)

②消費生活審議会あっせん・調停制度の活用

ア 消費生活審議会あっせん・調停制度の活用〔生活文化課・消費生活センター〕

1件

<参考>消費生活センターにおける苦情相談処理結果

	県及び市町村合計	県
消費生活相談件数（苦情相談）	22,263件	5,242件
そのうちあっせん件数 （相談件数に対する割合）	2,520件 (11.3%)	509件 (9.7%)
そのうち解決に至った件数 （あっせんによる解決率）	2,272件 (90.1%)	448件 (88.0%)

※令和3年5月19日現在で、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録されている令和2年度の数値。

イ 訴訟提起者への支援〔生活文化課〕

該当なし

③裁判外紛争処理機関等との連携〔生活文化課・消費生活センター〕

特に専門的な知識が必要となる事案については、製品分野の裁判外紛争処理機関(ADR)や関係機関が設置する各種相談窓口等と連携を図り、消費者問題の早期解決に努める。

<県消費生活センターに寄せられた相談事案に係る連携状況（令和2年度）>

- ・裁判外紛争処理機関内（ADR）との連携実績 該当事案なし
- ・相談開始時において法的な相談を要すると判断した事案への対応
法テラス茨城やひまわりほっとダイヤルを紹介 291件
- ・事業者からの相談事案への対応
茨城労働局やがんばる中小企業経営相談ホットライン、中小企業基盤整備機構を紹介 24件

※1件の相談で複数機関に紹介したケースは、それぞれ1件として計上。

基本方針3 消費者の自立の支援

(1) 消費者ニーズの把握

生活文化課

【実施状況】

- 消費生活審議会における意見や政党・団体等からの要望を消費者施策に反映し、消費者の立場に立った施策が展開できるよう努めた。

【課題・今後の取組方針】

- 消費者関連施策について、消費生活審議会から意見聴取を行うほか、消費者団体等からの要望を施策に反映するよう努めていく。

ア 消費生活審議会や消費者団体からの意見の把握 [生活文化課]

消費生活審議会の開催回数	2回
(第1回：R2.12.18、第2回：R3.3.25)	
消費者団体、生活協同組合等との意見交換会の開催回数	1回
(R2.11.18開催)	
政党・団体からの政策要望に対する対応	随時実施

イ 県民からの意見の把握 [生活文化課]

引き続き、県政モニター制度や住民提案等で寄せられた県民（消費者）からの意見を検討し、消費者施策に反映するよう努めていく。

(2) 消費者への情報発信

生活文化課・消費生活センター

【実施状況】

- 県ホームページ、ラジオ放送など、各種広報媒体を活用し、消費者への迅速な情報提供を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を図った。
- 高齢者の被害防止を目的に、市町村消費生活センター等と連携して高齢者向け消費者被害防止キャンペーンを9月に実施した。また、1月～3月には若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施した。
- 催眠（SF）商法等の緊急性の高い相談情報を、市町村消費生活センター等からの報告を受け、いち早く県内市町村等へ発信し消費者被害の拡大防止を図った。
- 県消費者団体連絡会や県生活協同組合連合会と協力して開催している「消費者フォーラム」や「消費者大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

【課題・今後の取組方針】

- 引き続き、各種広報媒体（ホームページ、ラジオ、新聞、メール等）を用いた消費者への情報発信を行う。また、高齢者向け・若者向け消費者被害防止キャンペーンを市町村消費生活センター等と連携し、同時に実施することで効果的な情報発信を行う。また、消費者団体等と協力し、消費者啓発を目的としたフォーラムなどの開催を継続する。

ア 各種広報媒体を通じた情報発信 [生活文化課・消費生活センター]

メールマガジン・ラジオ放送・SNS（ツイッター等）を活用した情報発信回数	
メールマガジン	12回
ラジオ放送	18回
SNS（ツイッター等）	22回
※SNS（ツイッター等）を活用した情報発信は生活文化課による。	
県消費生活センターホームページへのアクセス回数	46,953回
催眠（SF）商法等緊急情報の発信	3回

関連数値目標の状況 (2) 消費者への情報発信 ア 各種広報媒体を通じた情報発信

指 標 名	基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 (H32) 年度)	実績値 (R2 年度) (達成率)
県消費生活センターホームページへのアクセス回数	年間 122,711 回	年間 200,000 回	年間 46,953 回 (-)

【評価】

- ・平成 27 年 3 月から茨城県のホームページが変更されたことに伴い、掲載内容を精査し順次移行作業を行った。
- ・茨城県消費者基本計画及びリーフレットへのアクセス数が消費者基本計画策定時より大幅に減少している。

【課題・今後の取組方針】

- ・アクセス数が消費者基本計画策定時より大幅に減少していることから、ホームページの掲載内容を更に見直し、県民に必要な情報を提供できるようホームページを刷新する。

イ 報道機関への情報提供 [生活文化課・消費生活センター]

行政処分(指示)を受けた事業者名の公表件数(再掲) 景品表示法違反 0 件
 高齢者向け・若者向け消費者被害防止キャンペーンについて情報提供 各 1 回

保健体育課・総務課私学振興室・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・生涯学習課・環境政策課・健康・地域ケア推進課・青少年家庭課・薬務課・生活文化課・消費生活センター

(3) 消費者教育の充実強化

【実施状況】

- ・消費者教育・啓発及び学校教育の両方に関係する取組として、民法改正(R4.4.1 施行)による成年年齢の 18 歳への引下げにより、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されることから、2018 年度から 2020 年度までの 3 年間で集中強化期間とする国の「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、教育庁等と連携しながら、高校における消費者教育教材「社会への扉」(消費者庁作成)を活用した授業の実施など、若年者に対する消費者教育の推進を図った。

さらに、「教員を対象にした消費者教育講座」をリモートで開催した。

<消費者教育、普及・啓発関係>

- ・消費者教育啓発員(県消費生活センターに 1 名配置)から小中学校・高校・特別支援学校等へ働きかけを行い、学校を中心に啓発員又は消費者教育講師を派遣することにより、児童・生徒等の発達段階に応じた消費者教育を行った。
- ・食育を通じた生活習慣病予防対策として、適塩、肥満予防等の重要性について、研修会等の機会を捉えて関係機関へ周知するとともに、「いばらき食育推進大会」の開催により、県民への食育推進の普及啓発を行った。また、茨城県食育推進計画(第三次)に基づき、若い世代への食育の推進に向け、食育教材の作成及び県立高等学校や県内企業等の若手社員への食育講座の開催により、望ましい食生活に関する知識の普及啓発を図った。
- ・情報通信機器の普及によって増加しているインターネット関連のトラブルを未然に防止するため、適正な利用方法を青少年やその保護者に指導するメディア教育指導員の派遣等を行った。

<学校教育関係>

- ・小学校においては、社会科の授業で、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの産業の発展について自分の考えをまとめているほか、家庭科の授業では、身近な消費

生活と環境について、物や金銭の大切さ、計画的な使い方、身近な物の選び方や買い方、物の使い方の工夫について学習している。

- ・中学校においては、社会科の授業で、身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解するとともに、経済活動や起業などを支える金融の仕組みや働きについて学習しているほか、家庭科の授業では、消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、物資・サービスの選択、購入及び活用、環境に配慮した消費生活の工夫と実践などについて学習している。
- ・県立高等学校及び県立中等教育学校においては、家庭科の授業で、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用し、契約や消費者信用とそれらをめぐる問題などについて具体的な事例をもとに学習を行った。公民科の授業においては、消費者基本法や消費者契約法を踏まえた消費者の問題について学習を行った。また、「社会への扉」を活用した授業の指導案を作成することにより、生徒たちが将来消費者として適切な意思決定に基づいた行動ができるような授業を実施するために、生活文化課と連携し、教員研修会を実施した。
- ・特別支援学校の小学部生活科では、「金銭の扱い」、「買い物」、「自動販売機の利用」、中学部数学科では「計画的な消費が分かる」、高等部では、県消費生活センター出前講座を活用するなどして、契約等に関する内容を体験的に学習している。また、修学旅行や校外学習の事前学習として買い物や金銭についての学習を取り入れ、具体的な消費活動についての授業を行っている。

【課題・今後の取組方針】

- ・引き続き、消費者教育・啓発及び学校教育の両方に関係する取組として、成年年齢引下げを見据え、教育庁等と連携した若年者への消費者教育を推進する。

<消費者教育、普及・啓発関係>

- ・青少年がインターネットを介して被害者にも加害者にもならないよう、インターネットの特性やトラブル対処方法、保護者の役割などを伝えることのできるメディア教育指導員を養成するとともに、学校等の依頼に基づき指導員を派遣し、青少年の安全・安心なインターネット利用の促進を図る。さらに、インターネット接続機器（スマートフォンやタブレット、ゲーム機等）を使用する者の年齢が低年齢化しているため、保育園や幼稚園等に子どもを通わせている保護者についても、啓発活動を行っていく。
- ・今後も引き続き、研修会やイベント等を通じて関係機関や県民に食育推進の普及啓発を図っていく。

<学校教育関係>

- ・小中学校においては、優先順位を考えた計画的な支出や消費者に関わるトラブルなどを理解し、情報社会における消費生活の変化に対応できるよう授業の工夫・改善を図る必要がある。
- ・高等学校においては、2022年度からの成年年齢の引下げを見据え、消費者として適切な意思決定に基づいて行動ができるように、また、生徒の実態に応じた授業の工夫や改善を図るため、教員研修を行う必要がある。
- ・特別支援学校では、児童生徒が学校で学んだことを社会生活においても実践できるよう、家庭との連携を密にしながら学習内容の共有化を図る必要がある。

ア 授業等における消費者教育の充実

〔義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総務課私学振興室〕

- ・小学校家庭科の授業において、物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えたり、身近な物の選び方、買い方を考えたりして、適切に購入できる能力や実践的な態度を育てるよう授業の工夫・改善を図った。
- ・中学生が身近な消費行動を振り返り、家庭生活における消費の重要性に気付き、自分や家族の生活の仕方や消費の在り方を改善することなど、消費者としての自覚がもて

- るよう授業の工夫・改善を図った。また、消費者被害等の例を挙げ、消費者に関わるトラブルなどを理解し、消費者被害への対応ができるよう指導の工夫・改善を図った。
- ・高等学校においては、家庭科の授業において、消費者教育教材「社会への扉」を活用し消費者として、自ら進んで消費生活に必要な情報を収集し、適切な消費行動ができるよう、授業の工夫・改善を図った。一部、新型コロナウイルス感染症による臨時休業のため、授業の中で「社会への扉」を活用することができない学校もあった。
 - ・各特別支援学校においては、修学旅行や校外学習の事前学習として買い物や金銭についての学習を取り入れ、具体的な消費活動についての授業を行った。

消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施	国公立高等学校等	95校
	私立高等学校等	28校
	国公立特別支援学校等	21校

イ 教育職員研修等の充実

〔義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総務課私学振興室〕

教員向けの授業研究会や研修会における、授業の取組の事例報告を通して、教員への周知を図った。

- ・茨城県小学校等教育課程連絡協議会 (R2. 7. 22)
- ・茨城県中学校等教育課程連絡協議会 (R2. 7. 28)
- ・茨城県高等学校教育課程説明会 (家庭) 動画配信 (R2. 10. 1～R2. 10. 29)
- ・令和2年度教員向け消費者教育講座 (オンライン) (R3. 1. 14)

ウ 地域における消費者教育の充実〔生活文化課・消費生活センター・生涯学習課〕

- ・消費者教育講師派遣事業の受講者数 65回 3,595名

(高齢者等の見守り活動の促進)

- ・民生委員児童委員協議会定例会・研修会への講師派遣 受講者数 64名
- ・消費者教育啓発講座の開催 (民生委員・介護職員・訪問看護職員向け講座)
県内5か所 延べ受講者数 139名

(金融広報委員会との連携)

- ・金融広報アドバイザーの派遣回数 29回
- ・金融・金銭教育研究校の委嘱及び講師等の派遣 6校
(小学校1校、中学校2校、高等学校2校、大学1校)
- ・金融広報委員会と連携した金融に関する研修会等の参加者数
教員のための金融教育セミナー (R2. 8. 20) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
金融経済講演会 (R2. 11. 3) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

エ 消費者教育の担い手の育成〔消費生活センター〕

消費生活相談員が研修会に参加した市町村割合 (消費者教育啓発講座への参加)

—% (—市町村)

※平成29年度をもって市町村向け消費者教育啓発講座は終了

<参考：消費生活相談員に係るその他の研修会参加者数>

- ・レベルアップ研修会 (少人数での相談事例研修会) 34名 (1回開催)
- ・スキルアップ研修会 (専門家を講師とした専門分野別研修会) 239名 (4回開催)

関連数値目標の状況 (3) 消費者教育の充実強化 エ 消費者教育の担い手の育成

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
消費生活相談員が消費者教育に関する研修会に参加した市町村割合	56.8% (25市町村)	100% (44市町村)	※目標達成のため終了

【評価】

- ・悪質商法に関する相談が後を絶たないことから、消費者被害の未然防止を図るため、効果的な啓発活動ができるよう、市町村の消費生活相談員が地域における消費者教育の担い手として、消費者教育を行うために必要な知識及び実務能力を修得するための研修会を実施してきた。事業を開始した平成26年度以降でみると、県内市町村の9割以上の市町村において消費生活相談員等が当該研修会を受講し当初の目的を達したものと考えられることから、市町村相談員向け研修会については、平成29年度をもって終了とした。

【課題・今後の取組方針】

- ・今後は、県及び市町村の相談員を対象に継続して実施しているレベルアップ・スキルアップ研修会などにおいて、必要に応じて消費者教育に関するテーマを盛り込むことにより、消費生活相談員の知識習得及び消費者教育の担い手育成を図っていく。

オ 消費者教育講師等の派遣 [消費生活センター]

消費者教育講師派遣事業の受講者数

3,595名
(派遣回数65回)

関連数値目標の状況 (3) 消費者教育の充実強化 オ 消費者教育講師等の派遣

※「基本方針2(1)消費者被害の未然防止 イ 消費者教育講師等の派遣」に係る数値目標を併記。

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
消費者教育講師等派遣事業の受講者数	年間 9,298名	年間 12,000名	年間 3,595名 (—)

【評価】

- ・消費者教育啓発員を消費生活センターに1名配置し、講師派遣を小中学校・高校・特別支援学校等へ働きかけを行い、学校を中心に啓発員又は消費者教育講師を派遣することにより、児童や生徒等の発達段階に応じた消費者教育を行った。
- ・企業での新入社員研修や高齢者の団体等へ消費者教育講師を派遣し、消費生活に関する知識や情報を提供することにより、消費者被害の未然防止を図った。
- ・こうした取組の結果、毎年増加しているインターネット・スマートフォン関連をはじめとした最新のトラブル事例及び対処法を紹介することができた。
- ・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、期待値を大きく下回ることとなった。
- ・また、新型コロナウイルス感染症への対応策として、リモートによる研修を2件(計336名)実施した。

【課題・今後の取組方針】

- ・基本的な消費者契約の知識の習得や、消費者被害の手口等に関する啓発を図るため、企業や地域の団体、教員等を対象に、消費者教育講師等派遣事業のより一層の周知を行うことで、事業活用団体の増加を図る。

- ・民法改正（R4.4.1 施行）に伴う成年年齢の18歳への引下げに伴い、より学校教育、特に高校生に対する消費者教育が重要となることから、教育庁との更なる緊密な連携を図っていく必要がある。
- ・新型コロナウイルスへの対応策として、更なるリモートの活用を推進する。

カ いばらきエコスタイルの推進 [環境政策課]

省エネを呼びかけるリーフレットや啓発品の配布 県内44市町村 61,500部

キ 食生活に関する知識の普及啓発 [健康・地域ケア推進課]

(民間企業と連携した減塩啓発活動) 11月～ 9社と連携

- ・減塩商品特設コーナーの設置や減塩商品のポップを表示
- ・減塩の日（いばらき美味しお Day）に併せた県内スーパーのチラシ等による広報及び減塩商品の販売促進
- ・県内のスーパーや公共機関等に減塩の日のポスター・チラシの掲示
- ・県庁食堂カフェテリアひばりにおける適塩ランチの提供

(各研修会等を通じた食育の普及啓発) 7回

ク 児童生徒の食育の推進 [保健体育課]

学校給食における地場産物活用状況（品目数ベース） 61.0%

関連数値目標の状況 (3) 消費者教育の充実強化 ク 児童生徒の食育の推進

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32) 年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
学校給食における地場産物活用状況 (品目数ベース)	44.5%	50.0%	61.0% (300.0%)

【評価】

- ・市町村担当者や栄養教諭等に対し、研修会など様々な機会での地場産物の活用と食に関する指導を行うよう働きかけたことにより、関係者の地場産物活用への意識が向上し、前年度に続き目標値を上回る結果につながったと考えられる。

【課題・今後の取組方針】

- ・市町村の一部では地場産物の活用率が目標に達していない自治体がある。他県に隣接するなど地理的条件のほか、給食費との兼ね合いから地場産物の活用が難しいことが理由として考えられる。
- ・今後も、県関係課・学校給食会等などと連携しながら、研修会等を通じてさらなる地場産食材の利用と食に関する指導について市町村に働きかけていく。

ケ 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進 [青少年家庭課]

メディア教育指導員の養成者数 一名
(累計123名)

メディア教育指導員の派遣回数 110回

コ 金融教育の推進 [生活文化課]

- ・金融広報アドバイザーの派遣回数 29回
- ・金融・金銭教育研究校の委嘱及び講師等の派遣 6校
(小学校1校、中学校2校、高等学校2校、大学1校)

- ・金融広報委員会と連携した金融に関する研修会等の参加者数
 - 教員のための金融教育セミナー (R2. 8. 20) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
 - 金融経済講演会 (R2. 11. 3) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

サ 危険ドラッグ等薬物乱用の危険性等に関する知識の普及啓発 [薬務課]

麻薬等乱用防止キャンペーンの実施

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (6/20～7/19) ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
 - ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動 (10/1～11/30) 県内2か所 260人
- 内容：チラシ・啓発物品の配布、各種イベントにおける横断幕掲示

【実施状況】

- ・庁内及び県警、県弁護士会、法テラスなどの関係機関を構成員とする「茨城県多重債務者対策協議会」において、多重債務相談に関する取組の情報共有を実施した。
- ・また、県及び市町村の公金等徴収窓口とのネットワークを活用し、滞納者との納税相談の中で、借金等による生活困窮の相談があった場合は、消費生活センター等へ誘導を行うこととしている。
- ・弁護士会・司法書士会と連携した無料法律相談会を開催し、多重債務問題の解決を図った。

【課題・今後の取組方針】

- ・多重債務者対策協議会や関係機関とのネットワークを維持し、多重債務者を相談窓口へ誘導するとともに、無料相談会を継続して実施し、多重債務問題に関する相談体制の一層の充実を図る。

ア 無料法律相談会の開催 [生活文化課・消費生活センター]

弁護士会・司法書士会と連携した無料法律相談会の相談者数(R2. 10. 26~29) 18名

イ 多重債務者への精神的な支援 [生活文化課・消費生活センター]

「心の健康相談会」の相談者数

一名
(0回開催)

ウ 茨城県多重債務者対策協議会における連携強化 [生活文化課・消費生活センター]

茨城県多重債務者対策協議会の開催回数

一回

※多重債務者対策の取組状況について、書面により情報共有を実施した。

県消費生活センターから弁護士へ誘導した相談件数

11件

エ 市町村における多重債務関係機関ネットワークの活用 [生活文化課]

税務、福祉、消費生活などの関係課で構成するネットワークにおいて情報共有を図るとともに、多重債務者が円滑に債務整理や生活困窮者自立支援法等を踏まえた生活再建の相談を受けられるよう、会議の場で市町村へ働きかけを行った。

基本方針4 多様化・複雑化する消費者問題への対応

健康・地域ケア推進課・障害福祉課・
青少年家庭課・女性活躍・県民協働
課・生活文化課・消費生活センター

(1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援

【実施状況】

- ・市町村消費生活センター長等会議などの場において、市町村における地域の見守り活動の推進について働きかけを行うとともに、民生委員や介護職員などへ、高齢者等の見守り活動を通じた消費者被害の発見が、消費生活センター等への相談や被害の救済につながるよう、連携・協力を要請した。
- ・情報通信機器の普及によって増加しているインターネット関連のトラブルを未然に防止するため、適正な利用方法を青少年やその保護者に指導するメディア教育指導員の派遣等を行った。
- ・9月を高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン月間に定め、市町村消費生活センターや県警察本部と共同した啓発活動に取り組んだ。また、1月～3月に市町村消費生活センター等と連携して若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施した。
- ・外国人相談センターでは、在住外国人が日常生活や職場などで直面する様々なトラブルについて、相談に応じた。

【課題・今後の取組方針】

- ・引き続き、保健福祉行政等の関連部署との連携を図り、市町村における高齢者等の見守り活動を推進するとともに、民生委員、介護職員等に対して、見守り活動への連携・協力依頼を継続して実施する。
- ・青少年がインターネットを介して被害者にも加害者にもならないよう、インターネットの特性やトラブル対処方法、保護者の役割などを伝えることのできるメディア教育指導員を養成するとともに、学校等の依頼に基づき指導員を派遣し、青少年の安全・安心なインターネット利用の促進を図る。さらに、インターネット接続機器（スマートフォンやタブレット、ゲーム機等）を使用する者の年齢が低年齢化しているため、保育園や幼稚園等に子どもを通わせている保護者についても、啓発活動を行っていく。
- ・在住外国人が増加する中、相談にあたり通訳が必要な外国人に対応するため、外国人相談センターと連携し相談体制の充実を図るとともに、外国人向け相談方法の一層の周知を行う。

①高齢者への支援

ア 高齢者クラブ等への消費者教育講師等の派遣 [消費生活センター]

消費者教育講師派遣事業の受講者数（高齢者）

109名
(派遣回数5回)

イ 高齢者ガイドブックの作成・配布 [生活文化課・消費生活センター]

高齢者を対象とした出前講座等において、消費者被害防止のための啓発リーフレットを配布

・セミナー開催状況

民生委員関連

2回

ウ 市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進 [生活文化課・消費生活センター]
消費生活に関する高齢者・障害者見守り活動を実施している市町村割合

79.5%

(35市町村)

社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の研修会における協力依頼人数

・民生委員児童委員協議会定例会・研修会への講師派遣 受講者数 64名

保健福祉部が民間協力事業者と締結している「茨城県における地域の見守り活動に関する協定」に基づく見守り活動の留意事項に、消費者トラブルを追加し、協力を依頼（平成29年度～）。

また、各民間企業との包括連携協定に基づく連携事項においても、具体的な取組として消費者被害防止等のための地域の見守り活動の展開を依頼。

関連数値目標の状況 (1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援

① 高齢者への支援

ウ 市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
消費生活に関する高齢者・障害者見守り活動を実施している市町村割合	15.9% (7市町村)	100% (44市町村)	86.4% (38市町村) (83.8%)

【評価】

- ・高齢者向けの消費者被害防止のための啓発リーフレットを作成し、出前講座等で配布することで、見守り活動の重要性について普及・啓発を行った。また、市町村に対して地域における見守りネットワーク等の活動についての働きかけ及び市町村への実施状況調査を行った結果、取組市町村の割合は、令和元年度に比べ見守り活動実施市町村が5市町村増加したものの、全市町村での取組には至らなかった。
- ・取組市町村における主な取組状況としては、以下のとおり。
 - ①他部局と連携し、消費生活相談窓口への誘導や情報共有
 - ②地域包括支援センター等へ見守り活動の実施を依頼
 - ③他部局が構築している見守り活動の構成員として消費生活センター等が参加
 - ④「見守り協定」や「包括連携協定」等に消費者被害防止に係る見守り活動を盛り込み

【課題・今後の取組方針】

- ・高齢者からの消費生活相談の割合が高い水準にあることや、高齢者等を狙った悪質商法やニセ電話詐欺も依然として深刻な状況であることから、引き続き、市町村の地域包括支援センターをはじめとした福祉部署等との連携も含め、地域における見守りネットワーク等の体制構築に向け、各種会議・研修会等を利用した市町村への働きかけを行っていく。

エ 成年後見制度の普及啓発 [健康・地域ケア推進課・生活文化課]

市町村、市町村社会福祉協議会を対象とした説明会の開催 参加者400名
(リモート)

オ 地域包括支援センター等と連携した相談・救済 [生活文化課・消費生活センター]

相談者の状態（高齢者、障害者等）により、相談解決にあたり家族や民生委員等の支援が必要な場合は、相談者の居住する市町村消費生活センターへ協力を依頼しており、市町村消費生活センターの判断により地域包括支援センターと連携して相談に対応。

②障害者への支援

ア 特別支援学校等への消費者教育講師等の派遣 [消費生活センター]

消費者教育講師派遣事業の受講者数 (特別支援学校) 63名
(派遣回数 2回)

イ 市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進 [生活文化課・消費生活センター]

消費生活に関する高齢者・障害者見守り活動を実施している市町村割合 86.4%
(38市町村)

社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の研修会における協力依頼人数
・民生委員児童委員協議会定例会・研修会への講師派遣 受講者数 64名

保健福祉部が民間協力事業者と締結している「茨城県における地域の見守り活動に関する協定」に基づく見守り活動の留意事項に、消費者トラブルを追加し、協力を依頼 (H29年度～)。

また、各民間企業との包括連携協定に基づく連携事項においても、具体的な取組として消費者被害防止等のための地域の見守り活動の展開を依頼。

ウ 成年後見制度の普及啓発 [障害福祉課・生活文化課]

成年後見制度利用支援事業を実施している市町村割合 4.5%
(2市町村)

エ 障害の特性に配慮した相談対応 [消費生活センター]

身体に障害があり、電話・来所による相談ができない相談者については、メールでの相談を受け付けている。

オ 基幹相談支援センター等と連携した相談・救済 [生活文化課・消費生活センター]

相談者の状態 (高齢者、障害者等) により、相談解決にあたり家族や民生委員等の支援が必要な場合は、相談者の居住する市町村消費生活センターへ協力を依頼しており、市町村消費生活センターの判断により基幹相談支援センターと連携して相談に対応。

③若年者への支援

ア 学校等への消費者教育講師の派遣等 [消費生活センター]

消費者教育講師等派遣事業の受講者数 (小中学生、高校生、大学生等)

2, 891名
(派遣回数56回)

教員を対象にした消費者教育講座

受講者数11名

関連数値目標の状況 (1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援
② 若年者への支援 ア 学校等への消費者教育講師の派遣等

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
消費者教育講師派遣事業等の受講者数(教員)	年間 97名	年間 200名	年間 77名 (-%)

【評価】

- ・消費者教育講師派遣事業については、幅広い世代を対象とした出前講座として実施しており、令和2年度においては、小中学校、高校生、大学生等を対象とした出前講座としては、合計で2,891名が受講した。
- ・主に高校の授業における消費者教育の充実・強化を図るため、教員向けの消費者教育講座を開催した。

【課題・今後の取組方針】

- ・引き続き、民法改正 (R4.4.1施行) による成年年齢の18歳への引下げを見据え、教育庁等と連携し、出前講座の積極的な活用など、若年者への消費者教育を推進していく。

イ 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進 [青少年家庭課]

メディア教育指導員の養成者数 (再掲)

一名

(累計123名)

メディア教育指導員の派遣回数

110回

ウ 大学等と連携した相談・救済 [生活文化課・消費生活センター]

大学等で消費者教育を実施するにあたっての大学生向け副教材を配布 (平成28年度実施)。

④外国人への支援

ア 外国語による情報提供 [消費生活センター]

外国語による情報提供の手法について検討を実施。

なお、平成29年度において、外国人向け消費者被害啓発用パンフレットを作成し、ホームページへ掲載。

作成言語 英語・中国語・タイ語・ポルトガル語

ホームページ URL :

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/annai/documents/gaikokujinn.html>

イ 外国語による相談・救済 [消費生活センター・女性活躍・県民協働課]

外国人相談センターにおける相談件数

1, 172件

外国人相談センター ((公財)茨城県国際交流協会) と連携し、電話通訳サービストリオフオン (3者同時通話) を利用した消費生活相談体制について、上記パンフレット及びホームページに記載し、活用の促進を図った。

(2) 高度情報通信社会への対応

【実施状況】

- ・情報通信機器の普及によって増加しているインターネット関連のトラブルを未然に防止するため、適正な利用方法を青少年やその保護者に指導するメディア教育指導員の派遣等を行った。
- ・安全で快適にインターネットを利用するため、県ホームページにおいて、県民向けに各種セキュリティ情報（セキュリティ対策の基本情報、各種相談窓口等）を提供した。また、県警察本部では、サイバー犯罪に関する情報交換や違法・有害情報に対する防止対策の推進等を目的として、茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会を開催した。
- ・消費生活相談員を対象に、インターネットなどの消費者トラブルをテーマとした研修会を実施したほか、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じた相談情報の共有、ニセ電話詐欺や悪質商法等の相談情報を即時に県警察本部に提供するなど、消費者被害情報等の収集・提供を行った。

【課題・今後の取組方針】

- ・青少年がインターネットを介して被害者にも加害者にもならないよう、インターネットの特性やトラブル対処方法、保護者の役割などを伝えることのできるメディア教育指導員を養成するとともに、学校等の依頼に基づき指導員を派遣し、青少年の安全・安心なインターネット利用の促進を図る。さらに、インターネット接続機器（スマートフォンやタブレット、ゲーム機等）を使用する者の年齢が低年齢化しているため、保育園や幼稚園等に子どもを通わせている保護者についても、啓発活動を行っていく。
- ・引き続き、県ホームページにおけるセキュリティ情報の提供を行っていく。
- ・引き続き、消費生活相談員を対象に、インターネットなどの消費者トラブルに関する研修会を実施するほか、消費者被害情報や製品事故情報等について消費者に対し迅速に情報発信を行っていく。また、一級建築士や弁護士、インターネットの専門家による専門的な法律相談を実施する。

ア 青少年のインターネットの安全・安心な利用の促進 [青少年家庭課]

メディア教育指導員の養成者数（再掲） 一名
（累計 1 2 3 名）
メディア教育指導員の派遣回数 1 1 0 回

イ 重要なセキュリティ情報の提供 [情報システム課]

情報セキュリティポータルサイトへのアクセス件数 5, 2 2 8 件
(<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/security/securitytop.html>)

ウ 茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会における連携強化

[警察本部サイバー犯罪対策課]

茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会の開催回数 1 回（隔年開催）

エ 消費生活相談員スキルアップ研修会の開催 [消費生活センター]

インターネットなどの消費者トラブルをテーマとした研修会の開催 1 回

オ 消費者被害情報等の収集・発信 [消費生活センター・生活文化課]

メールマガジン・ラジオ放送・SNS（ツイッター等）を活用した情報発信回数
メールマガジン 1 2 回
ラジオ放送 1 8 回
SNS（ツイッター等） 2 2 回

※ SNS（ツイッター等）を活用した情報発信は生活文化課による。

消費者緊急情報やニセ電話詐欺多発警報情報の提供

- ・各消費生活センターで受けた相談情報を PIO-NET に速やかに登録することで、消費者被害情報の共有を行っているほか、県消費生活センターホームページへ消費者緊急情報やニセ電話詐欺多発警報情報を掲載し、県民へ広く情報発信を行った。

県警本部との連携

- ・ニセ電話詐欺や悪質商法等の相談情報を即時に県警察本部に提供し、消費者被害の拡大防止に協力した。

基本方針5 環境に配慮した消費生活の推進

(1) 地球温暖化防止活動の推進

環境政策課・中小企業課

【実施状況】

- ・日常生活の中で消費される電気・ガス等のエネルギー消費量を抑え、温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネを呼びかけるリーフレットや啓発品を配布した。また、県民に対し、「いばらきエコチャレンジ」への参加の働きかけを行ったほか、事業所に対し、「茨城エコ事業所登録制度」や「エコアクション21」の普及啓発などの取組を実施した。

【課題・今後の取組方針】

- ・引き続き、市町村等と連携していばらきエコスタイル等の普及を図るほか、環境にやさしい企業における登録・認定制度を活用し、県民及び事業者等が一体となった様々な取組を実施する。

ア いばらきエコスタイルの推進 [環境政策課]

省エネを呼びかけるリーフレットや啓発品の配布 県内44市町村 61,500部

イ 環境に配慮した消費行動の促進 [環境政策課]

家庭部門の二酸化炭素の削減率(2013年度比) △10.5%
(平成29年度実績)

ウ クールシェア・ウォームシェアの推進 [環境政策課]

いばらきエコスタイルの普及・啓発の一部として実施。

エ 環境にやさしい企業の普及啓発 [環境政策課・中小企業課]

茨城エコ事業所登録制度の登録事業所数 105件
(累計2,146件)

※茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化防止のため省エネ・省資源などの簡易な環境マネジメントの取り組みを実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し、それらを広く県民に紹介することにより、持続可能な社会づくりを目指す県独自制度。

エコアクション21の認証・登録企業数 112社

※エコアクション21

エコアクション21ガイドライン(環境省)に基づいた事業者の環境への取組が、ガイドラインの要求事項を満たしていることを認証し、事業者を登録する制度。(地域事務局:茨城県中小企業団体中央会)

オ いばらきエコチャレンジの推進 [環境政策課]

いばらきエコチャレンジ事業への参加世帯数 49,808世帯

カ エコドライブの普及促進 [環境政策課]

いばらきエコスタイルの推進の一環としてエコドライブを啓発するリーフレットを配布 31,500部

(2) 循環型社会の形成

【実施状況】

- ・循環型社会の形成に向けた、県民等による廃棄物の減量化や適正処理に関する取組を促進するため、多様な普及啓発活動を実施した。
例年、ごみ散乱防止キャンペーンとして実施している地域美化活動への参加の呼びかけは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としたが、小学校低学年から高校生を対象に3Rをテーマとしたポスター標語コンテストを実施し、約500点の作品の応募をいただいた。また、いばらき食べきり協力店（令和3年3月31日現在156店舗登録）の登録や、学習教材を作成して、小学5年生25千人を対象に、教材の活用を呼びかけ食品ロス削減の普及啓発を行った。
- ・地域における環境学習や環境保全活動を推進するため、学校や自治会等が開催する環境学習会や自然観察会等へ、様々な分野の環境アドバイザーを派遣した。
- ・地域や職場において率先して環境学習・環境保全活動を行うリーダーを養成するため、エコ・カレッジを開催した。

【課題・今後の取組方針】

- ・資源の適正な循環や食品ロスの削減、ごみの不適正な処理に起因する周辺環境や環境汚染問題などSDGsの達成に向けて、廃棄物の減量化や、適正処理に関する県民等の取組みをさらに推進していく必要がある。
- ・引き続き環境学習の機会拡大や環境保全活動のリーダー養成に努める。

ア いばらきゼロエミッションの推進 [資源循環推進課]

1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量 985g
(令和元年度実績)
 ごみゼロの日活動におけるごみ回収量 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 -トン

関連数値目標の状況 (2) 循環型社会の形成 ア いばらきゼロエミッションの推進

指標名	基準値 (H25年度)	期待値 (R1 (H31)年度)	実績値 (R1年度) (達成率)
1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量	1,005g	931g	985g (23.3%)

※公表されている直近のR1年度実績を記載。

【評価】

- ・1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度には985gとなり、基準年度からみて減少傾向にあるものの、未婚や高齢者の一人暮らしなどの単独世帯が増加することにより、ごみの排出単位である世帯数が増加し、ごみを減らしにくい状況が生じている。

【課題・今後の取組方針】

- ・ごみの発生を抑制するため、市町村との連携のもと、県民及び事業者に対する3R等に関する普及啓発を進める。

イ 茨城県リサイクル製品認定制度の普及促進 [資源循環推進課]

認定されたリサイクル製品数 累計15製品

ウ エコ・ショップ認定制度の普及促進 [資源循環推進課]

エコ・ショップの認定店舗数 累計419店舗

(3) 水環境にやさしいライフスタイルの推進

下水道課・農地整備課・環境対策課

【実施状況】

- ・家庭から排出される生活排水を適正に処理するため、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの各汚水処理施設について、地域の実情や経済性等を総合的に勘案し、整備を推進している。

【課題・今後の取組方針】

- ・汚水処理の早期概成に向けて、各汚水処理施設の整備を着実かつ効率的に進めるとともに、人口減少の動向や地域の状況を見ながら、市町村と連携して、汚水処理整備の構想である「生活排水ベストプラン」の見直しを適切に進めていく。
- ・地域における協議会等の活動を支援することで、家庭における水質浄化の取組を促進する。

ア 下水道等の普及促進・合併処理浄化槽の設置促進

[下水道課・農地整備課・環境対策課]

汚水処理人口普及率

85.6% (令和元年度実績)

関連数値目標の状況 (3) 水環境にやさしいライフスタイルの推進

ア 下水道等の普及促進・合併処理浄化槽の設置促進

指標名	基準値 (H26年度)	期待値 (R1 (H31)年度)	実績値 (R1年度) (達成率)
汚水処理人口普及率	81.5%	85.5%	85.6% (100.1%)

※公表されている直近のR1年度実績を記載

【評価】

- ・下水道・農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置を着実に促進することで、期待値を達成することができた。

【課題・今後の取組方針】

- ・汚水処理人口普及率の目標値達成に向け、各汚水処理の整備事業を着実に進めていくとともに、汚水処理の早期概成に向け、時間軸等を考慮し、「生活排水ベストプラン」の見直しを適切な時期に進めていく。
- ・特に、森林湖沼環境税を活用した湖沼流域内における高度処理型浄化槽の設置を推進するとともに、下水道・農業集落排水施設については、国の交付金等を積極的に活用するなど、引き続き、未普及世帯の解消による水質保全に取り組む。

イ 家庭における水質浄化の取組の促進 [環境対策課]

霞ヶ浦問題協議会やクリーンアップひぬまネットワーク、牛久沼流域水質浄化対策協議会の活動を支援することで、水質浄化の意識啓発を図り、家庭における水質浄化の取組を促進する。なお、各組織は活動として、水質浄化に関する広報活動、県内各湖沼流域の清掃活動や小中学校が行う環境学習支援などを行った。

(4) 環境学習の推進

環境政策課

【実施状況】

- ・地域における環境学習や環境保全活動を推進するため、学校や自治会等が開催する環境学習会や自然観察会等へ、様々な分野の環境アドバイザーを派遣した。
- ・地域や職場において率先して環境学習・環境保全活動を行うリーダーを養成するため、エコ・カレッジを開催した。

【課題・今後の取組方針】

- ・引き続き環境学習の機会拡大や環境保全活動のリーダー養成に努める。

ア 茨城県環境アドバイザーの派遣 [環境政策課]
 地域、学校等への環境アドバイザーの派遣回数

45回

イ 環境学習・環境保全活動のリーダー養成 [環境政策課]
 環境保全活動実践リーダーの養成者数

1,648名

関連数値目標の状況 (4) 環境学習の推進 イ 環境学習・環境保全活動のリーダー養成

指標名	基準値 (H26年度)	目標値 (R2 (H32)年度)	実績値 (R2年度) (達成率)
環境保全活動実践リーダーの養成者数	年間 6,550名	年間 6,600名	年間 1,648名 (25.0%)

【評価】

- ・環境学習会や自然観察会などにアドバイザーを派遣することにより、環境保全に関する県民の理解と関心を深めることができた。
- ・エコ・カレッジは、現在の環境に関する課題や環境保全及び環境学習の手法等を学ぶ講座であり、修了後に地球温暖化防止活動推進員として県内各市町村で活動する者も多い。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、期待値6,600名に対し、実績値1,648名・達成率25.0%となり目標を下回った。

【課題・今後の取組方針】

- ・県民への環境保全意識の定着を図り、自発的に環境保全活動に取り組む人材の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら環境アドバイザーの派遣及びエコ・カレッジを開催する。